

業庫第50号(例)

2023年12月21日

代理店引受金融機関本部  
代 理 店 御中

日 本 銀 行 業 務 局

「日本銀行代理店国庫金事務取扱手続」の一部改正に関する件

「電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令の一部を改正する省令」(令和5年財務省令第54号)が施行されることにより、国税収納金整理資金にかかる納付書の書式が改正されることに伴い、標題規程(昭和55年2月1日付国丙第2号別冊)の一部を別紙のとおり改正し、2024年1月4日から実施することとしましたので、通知します。

なお、本改正の実施日以後も当分の間は、改正前の書式による納付書により納付があった場合でも、そのまま受入れて頂いて差し支えありません。本改正に伴う納付書の改正ポイントについては、別添をご参照ください。

以 上

「日本銀行代理店国庫金事務取扱手続」中一部改正

- 参考書式第9号（7）の9を次のとおり改める（全面改正）。

書式第9号(7)の9 (電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第1号書式(その9))

(第1片)

国税 納付金 (納付書)		株 領収済通知書		(記入例) ¥11234567890	
納付金管理番号	納付金種別	納付金種別	納付金種別	納付金種別	納付金種別
区分	金額	納付税額	還付税額	納付税額	還付税額
上場株式等の譲渡					
配当等					
納付税額					
還付税額					
租税条約に基づく免税分					
納付税額					
還付税額					
租税条約に基づく免税分					
本税					
延滞税					
合計額					
◎ 合計額の金額欄には必ず「¥」字を枠の中に記載してください。					
所在地 (電話番号)					
名称					
摘要					
納期等の区分					
証券受領					
あて先					
◎ この用紙は直接機械で処理しますので汚したり折り曲げたりしないでください。					
左記の合計額を領収しました。					

(第2片)

国税 納付金		株 領収控		(記入例) ¥11234567890	
納付金管理番号	納付金種別	納付金種別	納付金種別	納付金種別	納付金種別
所在地 (電話番号)					
名称					
本税					
延滞税					
合計額					
◎ 合計額の金額欄には必ず「¥」字を枠の中に記載してください。					
左記の合計額を領収しました。					

(第3片)

国税 納付金		株 領収証書		(記入例) ¥11234567890	
納付金管理番号	納付金種別	納付金種別	納付金種別	納付金種別	納付金種別
区分	金額	納付税額	還付税額	納付税額	還付税額
上場株式等の譲渡					
配当等					
納付税額					
還付税額					
租税条約に基づく免税分					
納付税額					
還付税額					
租税条約に基づく免税分					
本税					
延滞税					
合計額					
◎ 合計額の金額欄には必ず「¥」字を枠の中に記載してください。					
所在地 (電話番号)					
名称					
摘要					
納期等の区分					
証券受領					
あて先					
左記の合計額を領収しました。					

備考

電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第1号書式(その1)備考1、2及び8は、この書式について準用する。

納付書の改正ポイント

第1片および第3片について次の①～③のとおり改正されます。また、第1片の数字記入枠内のコロン（:）が削除されるほか、第1片～第3片の年度欄および納期等の区分欄に「令和」の文言が追加されます。なお、本件改正に伴い、歳入金等受入事務における当該納付書の確認内容が変更となるものではありません。

① 「**上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等・未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合**」の所得税徴収高計算書 から 「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書」 に改正

(第1片)

③ 「**上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等・未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合**」の所得税徴収高計算書 (写) から 「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書 (写)」 に改正

② 「**源泉徴収選択口座内調整所得金額等及び源泉徴収選択口座内配当等の額等**」 から 「源泉徴収選択口座内調整所得金額等及び源泉徴収選択口座内配当等の額」 に改正

(第3片)